

美術

教科に関する科目

芸術学部

ビジュアル・アーツ学科

No.1

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備考
科目	単位	科目	単位	中1	高1	
絵画（映像メディア表現を含む。）	20	○絵画基礎	2			
		絵画A	2			
		絵画B	2			
		絵画C	2	6	6	
		絵画総合制作	3			
		○平面造形基礎	2			
		○コンピュータグラフィックスA	2			
彫刻		○彫刻基礎	2			
		彫刻A	2			
		彫刻B	2	4	4	
		彫刻C	2			
		彫刻総合制作	3			
		○立体・空間造形基礎	2			
デザイン（映像メディア表現を含む。）		○デザイン基礎	2			
		情報デザインA	2			
		情報デザインB	2			
		情報デザインC	2			
		空間デザインA	2	4	4	
		空間デザインB	2			
		空間デザインC	2			
		デザイン総合制作	3			
		○映像A	2			
工芸		○工芸基礎	2			
		テキスタイルデザインA	2			
		テキスタイルデザインB	2			
		テキスタイルデザインC	2			
		金工A	2			
		金工B	2	2		
		金工C	2			
		陶芸A	2			
		陶芸B	2			
		陶芸C	2			
		工芸総合制作	3			
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		○ビジュアル・アーツ概論	2			
		○美術史基礎	2			
				6	6	鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。
		○美術論概説	2			
		西洋美術史A	2			
		日本美術史A	2			

芸術学部

ビジュアル・アーツ学科

No.2

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単 位	科 目	単 位	中1	高1	
		西洋美術史B	2			
		日本美術史B	2			
		人体構造研究	2			
		美学	2			
		映像B	2			
		東洋美術史	2			
		エコロジー概論	2			
	20	免許状取得に必要な単位数		22	20	

〔備考〕 ○印は必修科目

* 高等学校教諭（美術）1種免許状を取得する場合の「工芸」（上記の表の免許法施行規則に定める科目）の扱いについて
 高等学校教諭（美術）1種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。